

データ資料31 大気汚染防止法に基づく粉じんに係る施設の設置状況
(23年3月末現在)

保健所	市 町 村	種 項 施設	一般粉じん					特定粉じん				
			2	3	4	5	合 計	工場 ・ 事業場数	2	合 計	工場 ・ 事業場数	
			鉱物 ・ 土石 堆積場	ベルト コンベア ・ バケット コンベア	破碎機 ・ 摩砕機	ふるい			混合機			
乙訓	向日市			3	2	2	7	1				
	長岡京市			3	2		5	2				
	大山崎町				1		1	1				
	小 計			6	5	2	13	4				
山城北	宇治市		2	47	17	6	72	5				
	城陽市		2	20	1		23	4				
	久御山町											
	八幡市		1				1	1				
	京田辺市		3				3	2				
	井手町			1			1	1				
	宇治田原町											
	小 計		8	68	18	6	100	13				
	山城南	木津川市			2		1	3	1			
		笠置町										
和束町				18	1		19	1				
精華町												
南山城村												
南丹	小 計			20	1	1	22	2				
	亀岡市		2	62	31	23	118	6				
	南丹市		1	12	1	1	15	3				
	京丹波町			12	2	3	17	1				
中丹西	小 計		3	86	34	27	150	10				
	福知山市		15	36	18	6	75	11				
	小 計		15	36	18	6	75	11				
中丹東	舞鶴市		28	50	14	10	102	11				
	綾部市		1				1	1				
	小 計		29	50	14	10	103	12				
丹後	宮津市		3	1	1		5	2				
	京丹後市		8	3	3	2	16	4				
	伊根町											
	与謝野町					1	1	1				
	小 計		11	4	4	3	22	7				
計			66	270	94	55	485	59				
京 都 市			13	62	20	16	111	24				
合 計			79	332	114	71	596	83				

(注) 電気事業法に規定する電気工作物、ガス事業法に規定するガス工作物、鉱山保安法に規定する工作物等で、大気汚染防止法第27条第3項の規定による国の行政機関の長から通知があったものを含みます。